

令和9(2027)年度科学研究費助成事業の応募資格について

専任教員（教授・教授（実務家）・特別客員教授・特別任用教授・准教授・専任講師・助教）以外の研究者の、科研費応募資格（研究代表者／研究分担者）については、以下の表のとおりです。

また、継続課題への途中参画についても、本応募資格を適用します。

※ 応募資格は、応募時および採択時の当該研究期間に必要なものとします。

※ 本ルールの発効（2026/6）以前に、研究代表者／研究分担者となって現在も科研費の研究を継続されている研究者に対しては、それらの研究期間が終了した時点から適応するものとします。

※ 「研究協力者」については、応募資格は不要で、e-Rad研究者番号も必須ではありません。

対象	職名 (e-Rad上)	応募資格について
・ 名誉教授	名誉教授	それらの職名では、科研費応募資格（研究代表者／研究分担者）は付与されません。他の職名を獲得してください。
・ 客員所員	客員所員	
・ 科研費研究員 ・ 科研費技術員 ・ PD 共同研究員 ・ EF 共同研究員	研究員	「申出申請書」による審査後に資格を付与しますが、以下2つの条件を必須とします。研究代表者／研究分担者になれます。 (ア)「競争的研究費においてプロジェクト実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等」に該当する。 (イ)外部資金での研究と科研費研究の両立が可能なエフォートへ修正できる。（受入研究者・資金元との調整と許可を必要とする。）
・ 客員教授	客員教授	・ 「申出申請書」による審査後に資格を付与します。 ・ 「申出申請書」の受入研究者が研究代表者となる課題の研究分担者になれますが、研究代表者にはなれません。
・ 客員研究員	客員研究員 A	(A) 本学の名誉教授、または元専任教員であった研究者。 ・ 「申出申請書」による審査後に資格を付与します。 ・ 研究代表者／研究分担者になれます。
	客員研究員 B	(B) 本学の元専任教員ではない（任期無の教員ではなかった）研究者。 ・ 「申出申請書」による審査後に資格を付与します。 ・ 「申出申請書」の受入研究者が研究代表者または研究分担者となる課題の研究分担者になれますが、研究代表者にはなれません。
・ 日本学術振興会 特別研究員	学振・特別研究員	・ 「申出申請書」による審査後に資格を付与します。 ・ 研究代表者／研究分担者になれます。

「申出申請書」提出の条件

- ① 受入責任者（本学専任教授・准教授・講師）をおく。
- ② 所属部局での承認を得る。（学部長会議での了承）
- ③ 所属部署の事務担当者を届け出る。
- ④ 学内研究室を確保する。
- ⑤ 学内の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに関する研修会」（コンプライアンス研修会）を受講するとともに、誓約書を提出する。
- ⑥ 研究倫理教育に関する研修を受講する。
- ⑦ 特定類型該当性に関する申告書を併せて提出する。
- ⑧ 人を対象とする倫理審査が必要となった場合は、受入責任者が申請を行う。
- ⑨ 本学の機関リポジトリで論文及び研究データを公開する場合、受入責任者が申請を行う。

※受入期間中、毎年度「科学研究費助成事業 資格確認書」の提出を求めます。

※客員研究員として応募する場合、受入学部での教授会承認を経て、科研費締切の2か月前までに学部長会議にて承認される必要があります。

（例）夏科研費（7月公募開始・9月公募締切）に応募（研究代表者・研究分担者）する場合は、7月の学部長会議までに承認を得ること。

※受入初年度は、当該研究者、受入責任者、事務担当者、の3者と、研究支援センターとの面談を実施し、学内研究室、所属部局での受入方法や資金管理、研究活動におけるエフォート率等について確認を行います。継続年度は、研究者に現況の確認を行います。

参考【日本学術振興会 令和8年度科研費公募要領記載の応募資格（一部抜粋）】

応募時点において、所属する研究機関から次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること。

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）